組合員の高田です

発行責任者　本社サービス課　高田　均

２０１３年１０月１日

新委員長と新書記長が重大な規約違反を犯し、組合民主主義を踏みにじっています。私は組合員としての権利を行使して、このビラを配布します。なお、これは労働組合の内部問題ですから、社内での配布は自由です（会社が労働組合の内部問題に介入すると不当労働行為になります）。

・「臨時大会」で、新執行委員会の提案はすべて否決されました。

９月２７日(金)に桐生で開催した「臨時大会」で、新執行委員会が提案した議案（①運動方針案、②秋季闘争方針案、③ＪＭＩＵ脱退決議案）が、「賛成少数、反対・保留多数」によりすべて否決されました。ＪＭＩＵ脱退決議案が否決されたため、連合への加盟提案は採決しませんでした。

・したがって、今期中の再提案はできなくなりました。

「臨時大会」で否決された議案は、今期中（来年の定期大会まで）は再提案できません。「会議において一度議決した案件と同一の案件については、再び同一会期中に議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという原則」があるからです。これを「一事不再議」の原則と言います。国会（衆議院と参議院）も、この原則を守っています。

執行委員会は自ら決めた大会開催日までに、議案の趣旨を十分に組合員に説明して納得してもらい賛同を得る自己責任を負っています。大会で賛成多数を得られなければ、再提案できなくなるからです。議案はすべて否決されました。今期中の再提案はできません。

・新委員長と新書記長は進退表明してください。

ＪＭＩＵ東京測器研究所支部の組合規約第２０条（執行委員会の構成要件）を満たしていないので新執行委員会は成立していません。したがって方針案の提案も、臨時大会の招集もできません。そもそも「臨時大会」そのものが無効でした。

私はこのことを「臨時大会」で新委員長にただしました。新委員長はまったく反論できませんでした。しかし、新委員長は「臨時大会」を中止せず、強行しました。そして議案はすべて否決されました。

新委員長と新書記長が「臨時大会」を有効だと言うなら、否決を受けての選択は２つのうち１つしかありません。①新方針案が承認されなかったので辞任する。②定期大会で承認された方針を順守して活動する。どちらを選択するのか？ 早急に進退表明してください。

なお、今回の「臨時大会」では質疑応答のみで、討論（組合員の意見表明）を許しませんでした。限られた時間で議事を終了しなければならない事情は分かります。しかし組合規約第５条により、「自由に意見を表明し議決に参加する権利」が保証されています。今後、組合員の権利を制限する大会運営をしないように求めます。

・選挙管理委員会の責任と決定で、ただちに補欠選挙を実施してください。

これまで明らかにしてきたように、新執行委員会は成立していません（副委員長３名全員が欠員、会計が辞意を表明）。新執行委員会は執行機関としての権利を何も有していません。このことに新委員長はまったく反論できませんでした。補欠選挙で欠員を補充することが不可欠です。補欠選挙は選挙管理委員会の責任と決定で実施できます。執行権のない新執行委員長の指示は必要ありません（執行権がないので指示できません）。ただちに補欠選挙を実施してください。組合員のみなさん。補欠選挙をただちに実施することを求めましょう。